

自由同和

大阪版

運動スローガン

- 自由な論議の場を!
- 行政の主体性の確立
- エセ同和行為の排除

No. 451

2024年(令和6年)9月25日発行

■発行所 自由同和大阪府本部事務局
堺市堺区大町東3丁2-28 永木ビル4F 北号室
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶<https://jiyudowa-osaka.org>

所属長各位
(人権行政推進本部員各位)

令和6年6月18日

大阪市長
(大阪市人権行政推進本部長)

職員による差別発言事象について(通知)

本年3月、本市職員が、勤務時間中公用車内において、同和問題(部落差別)に関する差別発言を繰り返し行い、また、感染症に対する偏見に満ちた発言を行ったという事象が発生していたことを、5月下旬に人権行政推進本部として認知した。このような、他者を傷つけ人権を踏みにじる差別発言は、本市がめざす人権尊重の社会づくりの理念と相反するものであり断じて許されるものではない。

本市では、「人権尊重の社会づくり条例」に基づき、差別のない人権が尊重される社会の実現に向け、広く市民の皆様をも対象として様々な取組を進めてきたが、平成31年に職員による差別落書(器物損壊)事象が発覚し、以来、特に同和問題をはじめとする人権研修の取組を充実・強化し、職員の人権意識のさらなる向上に努めてきた。

さらに、令和3年に、職員が差別事象を受けた場合には、すみやかに所属に報告し組織的に対応するよう通知を発出しているが、今般の差別発言事象について、組織的対応に至るまでに相当な時間を要したことは看過できない。事象が生じた際の対応が所属内の各職場に徹底されていたのか、対応にあたる組織の運営に緩みはなかったのかと危機感を抱かざるを得ない。

改めて、職員一人ひとりの行為が本市の人権行政、ひいては市政全体に大きな影響を及ぼすことを全職員が認識するとともに、率先して人権行政を推進すべき責任を負っていることを自覚し、断固たる姿勢で差別の根絶に取り組んでいかなければならない。

所属長においては、人権侵害する行為を決して許さないという視点を常に持ち、このような事案を二度と発生させないとの強い決意のもと、組織ガバナンスを一層強化し迅速な対応を徹底すること、あわせて、同様の事案が生じていないか、所属長マネジメントのもと改めて確認するよう指示する。

大阪港湾局の職員2名が、令和6年3月18日から3日間、公用車内の会話で同僚の職員数名を指して、「えた」などの部落差別意図する賤称語を数十回にわたり執拗に繰り返し誹謗中傷した。「子供が結婚するときはシビアになる」「生まれ変わっても血は変わらない」「皮をなめして暮らしている」「部落地名総鑑で調べる」など、大阪市職員の発言という事に憤りを禁じ得ない。

自由同和会大阪府本部として、大阪市とは毎年協議を行い人権問題・同和問題や諸問題解決のための積み重ねた成果には自負しております。

故に今回の差別事象の件に関しては、誠に遺憾です。

大阪市職員への人権研修のあり方について今一度考慮して頂き、差別事象の再発防止に努めていた

大阪市職員による
看過できない部落差別事象問題

令和6年度第1回大阪市人権行政推進本部会議 要旨

- 日時 令和6年6月18日(火) 15時45分~15時55分
- 場所 市役所P1階 会議室
- 出席者 大阪市人権行政推進本部 本部長(市長、副本部長(全副市長)、本部員(各区長、局室等の長)、同事務局(市民局ダイバーシティ推進室)
- 議題 職員による差別発言事象について
- 議事要旨 (1)事務局より、職員による差別発言事象についての概要を資料に沿って説明した。
(2)大阪市人権行政推進本部長(市長)より、今回の事象を踏まえ、職員は率先して人権行政を推進すべき責任を負っていることを自覚し、断固たる姿勢で差別の根絶に取り組むこと、所属長は人権侵害を決して許さないという視点を常に持ち、このような事案を二度と発生させないとの強い決意のもと、全ての職場におけるガバナンスを一層強化し、迅速な対応を徹底することとの訓示があった。
あわせて、同様の事案が生じていないか、所属長マネジメントのもと確認するよう指示があった。
- 資料 資料1 職員による差別発言について(概要)
資料2 職員による差別発言事象について(通知)

(2面に続く)

職員による差別発言について(概要)

- 当該職員 大阪港湾局 職員2名(以下、「職員A」「職員B」という。)
- 事案の概要 令和6年3月18日以降、延べ3日にわたり、出張中の公用車において、職員Aが職員Bとの会話の中で、同僚職員数名を指して、部落差別を意図する賤称語を数十回にわたり執拗に繰り返し誹謗中傷し、結婚や職業などに関する部落差別発言や感染症に関する差別発言を行った。
職員Bは、それらを指導する立場でありながら、職員Aとの会話の中で、さらに助長する部落差別発言を行っていたもの。
また、大阪港湾局から人権行政推進本部事務局である市民局に対する本事象に関する報告までに事象発生から約2か月間の時間を要している。
- 経過 令和6年3月18日以降、延べ3日にわたり事象発生
同上 3月29日 大阪港湾局が事象確認
以後、大阪港湾局において事実確認の実施
同上 5月23日 大阪港湾局から市民局に報告
同上 5月28日 大阪港湾局・市民局から特別職に報告

令和6年7月1日公表の追加資料

本市職員による差別事象を受けての所属長マネジメントによる確認結果について

本年6月18日に開催した「大阪市人権行政推進本部会議」において、市長から各所属長に対し、「人権侵害する行為を決して許さないという視点を常に持ち、このような事案※を二度と発生させないとの強い決意のもと、全ての職場におけるガバナンスを一層強化し、迅速な対応を徹底するとともに、同様の事案が生じていないか、所属長マネジメントのもと改めて確認するよう」指示がありました。

今般、その確認結果を取りまとめました。

【確認の対象】

全所属（24区役所、29局室）

【確認の結果】

同様の事案はない。

今回の事案は、人権尊重の社会づくりを進め、率先して人権行政を推進すべき本市職員としての責任意識が欠落していたため生じたものであり、断じて許されるものではないと認識しています。

改めて、職員一人ひとりの行為が本市の人権行政、ひいては市政全体に大きな影響を及ぼすことを全職員が認識するとともに、市として人権を侵害するいかなる行為も決して許さないという強い決意を持って、組織ガバナンスを一層強化し、差別のない人権が尊重される社会の実現に努めてまいります。

※…事案の概要等

令和6年3月18日以降、延べ3日にわたり、出張中の公用車内において、大阪港湾局の職員Aが職員Bとの会話の中で、同僚職員数名を指して、えたなどの部落差別を意図する 賤称語を数十回以上にわたり執拗に繰り返しつつ誹謗中傷しました。

上司にあたる職員Bも、それらを指導する立場でありながら、さらに助長する部落差別発言を行っていました。

部落差別を意図する具体的な発言は、子どもが結婚するときはシビアになる、生まれ変わっても血は変わらない、皮をなめして暮らしている、部落地名総鑑で調べる、という趣旨の内容であり、長年にわたり差別に苦しんでこられた当事者の思いを一顧だにせず、人間の尊厳を著しく傷つける行為として、到底看過できない、極めて酷い内容でした。

令和6年度運動方針

450号からの続き

日本学生支援機構の奨学金とは別に、国の教育ローン（日本政策金融公庫）は、利息は高いが350万円まで借りることができる。また、市区町村の社会福祉協議会でも、低所得世帯を対象に生活福祉資金貸付制度として教育支援資金があり、就学支度費が50万円以内、教育支援費が大学で月額6万5千円以内、短期大学等で月額6万円以内を無利息で借りることができる。

これら奨学金制度を活用し、大学・短期大学の進学率の向上を図っていくと同時に、所得の格差で教育の格差が生じないように、大阪府が実施している塾代補助である「教育パウチャー制度」を文部科学省に求めていく。

なお、低所得で奨学金の返済ができず滞納者が増加していることから、「所得連動返還型制度」や「返還免除規定」の導入を求めているが、平成24年度からは「所得連動返還型無利子奨学金」（第1種）が導入され、平成29年度からは「新たな所得連動返還型奨学金」（猶予年限特例）が導入されたが、これは第1種（無利子）の奨学金のみが対象で第2種（有利子）の奨学金は対象外なので、第2種（有利子）の奨学金も導入するよう要請していく。

新たな返済方法として、「年収300万円以下」で経済困難、災害、傷病等の事由に該当し、返還が困難な場合に返還を猶予する「返還期間猶予制度」と「年収400万円以下」で経済困難、災害、傷病等の事由に該当し、返還月額を減額すれば返還を継続できる場合の「減額返還制度」が設けられているので、返還が困難な場合には活用していく。

平成20年3月に「人権教育の指導方法の在り方について」（第3次とりまとめ）が、平成21年10月には「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」が文部科学省でまとめられ、各学校に配布されていることから、その実施を求めていくが、その際には、カリキュラムには最大限の関心を持ち、人権教育が計画的に実施されるよう働きかける。

また、導入することに賛否が分かれている学校選択制度については、旧同和関係者が多数在籍する学校を敬遠するなど、解決しつつある同和問題を逆行させる可能性と、これまでの学校と地域の一体性が瓦解し、児童生徒が減少する地域は崩壊する可能性もあることから、導入には断固として反対していく。

なお、近年各地で始められた小・中一貫教育については、「学校教育法」が改正され平成28年4月から施行された。その学校の名称は「義務教育学校」になることから、旧同和関係者が多数在籍する学校を、「義務教育学校」にし、交流を深めて同和問題の解決に繋げていく。

未だに、児童・生徒の人権を侵害する教師の体罰や差別言動が少なからず発生していることから、教職員に対する人権研修の徹底をも求めていく。

4. 人権侵害の処理及び被害者の救済

国家行政組織法の第4条委員会としての「人権委員会」が創設されるまでは、平成15年の3月に20年ぶりに改正された「人権侵犯事件調査処理規程」での対応になるが、差別での泣き寝入りは絶対にさせないとの強い気持ちで、「人権侵犯事件調査処理規程」を有効に活用して救済を図っていく。

多発する学校でのいじめ問題を始める様々な人権問題に対処するため、平成25年度からは全国の法務局に、企画担当委員として人権擁護委員が常勤する人権擁護体制の強化が図られているので、積極的に人権救済を行っていく。

また、「人権擁護法案」と「人権委員会設置法案」のいずれもが、言論や表現の自由を規制するものなどの批判が巻き起こり、結果的に成立に漕ぎ着けられないでいるので、国民の支持が得られるようにするため、法案に記述する人権侵害の定義を誰もが分かり易いものに見直す作業を開始する。

インターネットの人権侵害については、匿名の場合が多いことから発信者を特定するためには2度の裁判が必要であったが、令和3年4月に「プロバイダ責任制限法」が改正され、令和4年10月から新たな裁判手続きが創設され、1度の裁判で発信者の特定ができるようになったため活用する。

また、インターネットの人権侵害については、総務省に設置されている有識者会議「プラットフォームサービスに関する研究会」の中に設置されている「誹謗中傷の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」がとりまとめた「第三次とりまとめ」を基に、「プロバイダ責任制限法」の改正案が3月1日に閣議決定されたので、現在開催されている国会で審議される予定になっている。

改正案では、現行の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」通称「プロバイダ責任制限法」の名称を、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」通称「情報流通プラットフォーム対処法」（情プラ法）に改め、改正のポイントとしては、大規模プラットフォーム事業者に対して、以下の措置を義務付ける。

- 削除申出への対応の迅速化
- 削除申出窓口・手続きの整備・公表
- 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）1週間程度（法案では2週間）
- 運用状況の透明化

○削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
○削除した場合、発信者への通知
この改正によって、日本新聞協会が心配する表現の自由を脅かし、正当な言論活動を委縮させず、削除が迅速で簡便になるか見守りたい。

また、インターネットの誹謗・中傷対策の強化として、令和4年6月までは侮辱罪の法定刑は「拘留（30日未満）または科料（1万円未満）」だったが、「1年以下の懲役・禁固または30万円以下の罰金」にする厳罰化と公訴時効も1年から3年に延ばすことで、名誉棄損罪の「3年以内の懲役もしくは禁固または50万円以下の罰金」に近づけた刑法の改正案が、令和4年6月13日に成立したので活用していく。

最後に

近年では、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害が横行しており、大阪府では昨年大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」を開設、LINE面接・電話・メールファクシミリ・手紙などに対応と必要であれば弁護士への無料相談もできる。大阪府においても「大阪市人権啓発・相談センター」が開設された、一人で悩まず活用して欲しい。

また、国内外で企業活動での人権尊重の高まりを受け、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、接続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取り組みの一つと位置付けた国内行動計画（令和2年〜令和7年）「ビジネスと人権」が策定されているので、会員企業や取引先（サプライチェーン）も含めた企業に徹底した人権の尊重を指導していく。

特に「人権デュー・デリジエンス」（人権侵害に関わるリスクを評価し、コントロールすること）の観点からも理解が必要な、LGBT（性的マイノリティ）の問題については、過度に配慮することなく理解を深めていく。

大阪府本部としても、人権侵害の被害者を簡易・迅速・柔軟に救済するため、「人権委員会」の設置を中心とした新たな内容の「人権擁護法案」が成立されるよう総力を挙げて取り組むものとする。